

議第14号

盛土に対する法制度の整備を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月25日

茨城県議会議長 常井洋治 殿

提出者	茨城県議会議員	海野透
	同	葉梨衛
	同	西條昌良
	同	白田信夫
	同	飯塚秋男
	同	細谷典幸
	同	小川一成
	同	山岡恒夫
	同	森田悦男
	同	川津隆
	同	高崎進

盛土に対する法制度の整備を求める意見書

本年7月以降、線状降水帯を伴う活発な梅雨前線の影響により、全国各地で大雨による土砂災害や河川の氾濫などが起こり、多数の人的被害や物的被害が発生した。中でも、静岡県熱海市では、大量の盛土に起因する大規模な土石流が発生し、多くの住宅等が流出し、多数の死傷者が出るなど甚大な被害にみまわれた。

異常気象等による自然災害が頻発化・激甚化する中、再び土砂災害による悲劇を繰り返さないようにするため、全国各地の盛土について、早急に対策を講じる必要がある。

特に、盛土と建設残土の処分行為等との関連においては、建設残土の運搬や埋立て等の処理について規制する法律がなく、一部自治体では条例により規制しているが、罰則に地方自治法上の上限規定が設けられていることなどにより、適正処理の徹底には限界があることから、法による規制を早急に設けることが必要である。

よって、盛土の安全対策について、国民の生命や安全・安心な暮らしを守ることができるよう、盛土に関して全国統一の安全基準を設けるとともに、国において、違反に対して厳しい罰則を設けるなど、規制の強化を含めた法制度の整備を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年 月 日

茨城県議会議員 常 井 洋 治

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
警察庁長官